

## 平成 14 年度 CDM 認証モデル事業に係る 認証機関及び事業案件の募集について

CDM 認証モデル事業を実施するため、認証機関及び当該認証を受ける事業案件を募集します。  
( 公募期間：平成 14 年 12 月 18 日(水)～平成 15 年 1 月 14 日(火) )

### 1 趣旨

1997 年(平成 9 年)12 月に気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)が開催され、日本を含めた先進国の温室効果ガス排出削減目標を具体的数値として約束した「京都議定書」が採択されました。既に我が国をはじめとし、EU 諸国や中国、インド、ブラジルなどの途上国の多くの国々も批准をし、来年にも京都議定書の発効が予想されます。

京都議定書には、各先進国の削減目標を達成するため、柔軟性措置として「クリーン開発メカニズム(CDM)」や「共同実施(JI)」等の京都メカニズムという仕組みの活用が認められています。我が国の 6%削減目標達成のためにも、京都メカニズムの活用が重要です。

CDM においては事業の有効化審査や検証・認証等を行う第三者機関である運営組織(operational entity)が中心的な存在であり、これらの業務を行い得る民間事業者等を締約国会議が指定することとなっています。これを受け、本年 3 月に政府が策定した地球温暖化対策推進大綱においては、京都メカニズムの円滑な実施を図る観点から、「我が国の民間事業者等が JI 及び CDM の独立組織及び運営組織に係る指定を受けることができるよう、人材育成、情報提供等の支援を行う」こととしています。

このため、環境省では、今年度、我が国の運営組織の候補となりうる事業者(認証機関)の経験・知見の蓄積向上を図るため、CDM にかかる認証をモデル的に行う事業を実施します。これにより、我が国の民間事業者等が CDM 運営組織に係る指定を受け、活動を早期に立ち上げることを期待します。

これらの認証機関及び当該事業者から認証を受ける事業案件については、広く一般公募することといたします。

- 2 募集窓口 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 国際対策室
- 3 募集期間 平成 14 年 12 月 18 日(水)～平成 15 年 1 月 14 日(火)(午後 5 時必着)
- 4 説明会 平成 14 年 12 月 25 日(水)(別紙参照)
- 5 募集詳細 別紙募集要項のとおり

以上

# 募集要項

## 1. 事業名

平成14年度 CDM 認証モデル事業

## 2. モデル事業の流れ

認証機関

- ・ CDM に係る運営組織に指定されることを希望する国内事業者を対象として一般から募集し、評価・審査した上で1～2団体を選定。
- ・ 下記事業案件について、当該事業者が作成した CDM プロジェクト設計書 (PDD) の有効化審査(validation)を実施する。(審査は、海外現地における英語による審査も含む。)
- ・ 審査終了後、審査報告書を作成し、それを環境省の指定する団体に提出する。
- ・ 環境省から、上記有効化審査に要する費用を、当該認証機関に交付します。

事業案件

- ・ 国内事業者から CDM になりうる事業案件を募集し、評価・審査したうえで、1～2案件を選定。
- ・ 当該事業者は、当該事業案件に係る CDM プロジェクト設計書 (PDD) を作成する。
- ・ 上記により選定された認証機関により有効化審査(validation)を受ける。

注1) 本事業は、「認証モデル事業」であるため、環境省の事業費は の認証機関が PDD の有効化審査を行うための費用分しか充てられません。すなわち、 の事業実施者には事業費は交付されませんので留意ください(無料で有効化審査が受けられるというのみです。)

注2) 本事業は、京都議定書に基づく指定運営組織になることを希望する事業者を支援するものであることから、本事業に基づく Validation は、京都議定書に基づく正式な Validation ではありません。正式な CDM 案件とするためには、あらためて指定運営組織の Validation を受ける必要があるので留意ください。

## 3. 認証機関の要件

本事業における認証機関は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 締約国会議の下で CDM 理事会 (Executive Board) に対して、運営組織への指定を応募した日本の法人又は応募を検討している日本の法人
- (2) 本事業に基づく認証業務について、円滑に完遂できる組織、人員、施設・設備があると客観的に認められる事業者
- (3) 京都メカニズム及び地球温暖化問題全般について、十分な水準の専門知識を有する事業者

## 4. CDM 認証モデル事業の対象事業案件の要件

本事業の対象となる事業案件は、以下の要件の全てを満たすものとする。

- (1) CDM 事業として、実現可能性があり(現地調査を含めたフィージビリティスタディが概ね終了している等。) 事業の設計書 (Project Design Document) を既に作成した又は本年度中に作成可能な段階であるもの。

ただし、現に事業に着手している又は事業実施を決定しているものである必要はなく、事業実施予定のもので可。

なお、環境省が平成11年度より実施している CDM フィージビリティスタディを行った案件について

は、その事業化を支援する観点から、優先的に取り扱うこととする。

- (2) 我が国の認証機関から事業の設計書の審査を受けることを認めるもの。
- (3) 温室効果ガスの排出の抑制のための事業であること。
- (4) 事業の内容が、京都議定書、マラケシュ合意その他の国際的合意事項に照らして適切なCDM事業と認められるもの。
- (5) 事業実施主体が、破産その他の事由により、事業の適確な遂行が明らかに困難な経営状況等があると認められるものでないこと。

## 5. 調査期間

原則として、契約締結日から平成 15 年 3 月中旬を予定

## 6. 応募方法

- (1) 応募者は、別添の提案要領に従い提案書類を作成し、受付期間内に提出すること。
- (2) 提案書類の受付期間

**平成 14 年 12 月 18 日 (水) ~ 平成 15 年 1 月 14 日 (火) 午後 5 時 (必着)**

- (3) 下記 8 . の地球環境局地球温暖化対策課窓口まで郵送又は持参すること (ファックス及び電子メール (インターネット) での提案書類の提出は受け付けない。)
- (4) 提案書類提出後の記入事項の修正、再提出や差し替えは原則として認めないので、内容をよく確認したうえで提出すること。
- (5) 提出された書類等については返却しない。

## 7. 説明会

本事業に関する説明会を開催しますので、御関心のある方は極力出席をお願いします。会場準備の都合上、12 月 20 日 (金) 正午までに FAX または e-mail で、下記の窓口まで連絡ください。

会 場	
日 時	平成 14 年 12 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 2 時 00 分
場 所	環境省第 1 会議室 (中央合同庁舎 5 号館 2 2 階) 東京都千代田区霞が関 1-2-2 ・地下鉄丸の内線、日比谷線、千代田線 霞ヶ関駅下車
説明会 申込み 方法	参加希望の団体については、団体名、参加人数 (1 団体につき 2 名まで)、 参加する代表者の氏名、代表者の連絡先 (住所・電話番号・FAX 番号) を明 記の上、下記本件問い合わせ先まで、FAX または e-mail で申し込みをすること。

## 8. 本件窓口

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 国際対策室 担当：熊倉・佐川  
〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1 - 2 - 2  
TEL03-5521-8330 FAX03-3580-1382  
e-mail:kyotomecha@env.go.jp

以上

# 提 案 要 領

## 1 認証機関関係

1. 提案事業者名 / 住所 / 担当者名・連絡先
2. 提案事業者の事業内容を示す資料及び財務報告書
3. 提案事業者の京都メカニズム及び地球温暖化対策に係る業務実績
4. 審査計画案
5. CDM 事業の審査体制
  - (1) 本事業における審査員の一覧及びその履歴（途上国における CDM 事業の審査を行う能力を示す資料を含む。）
  - (2) 審査、契約、経理等を含めた事業の実施管理体制（体制図も添付。途上国における CDM 事業の審査を行う体制を示す資料を含む。）
6. 本事業に基づく請負費として希望する、審査及び審査結果報告書の作成に要する金額及びその積算
7. CDM 理事会（Executive Board）に対して、運営組織への指定を応募した事業者にあっては、その年月日及び申請書の写し
9. その他

## 2 事業案件関係

1. 提案事業者名（複数でも可） / 住所 / 担当者名・連絡先
2. 当該事業の実施予定主体の名称 / 住所（ホスト国における関係事業者も含む。）
3. 事業実施予定主体の事業内容を示す資料及び財務報告書（国内事業者のもののみで可）
4. 実施を予定している CDM 事業の概要
  - ・場所
  - ・規模
  - ・内容（温室効果ガスの排出抑制の方法、必要な施設・設備の概要等）
  - ・現在どのような段階に至っているかの説明（フィージビリティスタディの開始及び終了の時期、PDDの作成又は検討開始の時期等）
5. プロジェクト設計書の作成及び認証機関からの受審に係る実施体制（体制図も添付）
6. プロジェクト設計書の作成及び認証機関からの受審に係るスケジュール案